

敷地調査共通仕様書

(令和4年改定)

平成23年12月27日国営整第183号
最終改定 令和4年3月14日国営整第151号

この共通仕様書は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

敷地調査共通仕様書

1 章 一般共通事項

1 節 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

- (a) 敷地調査共通仕様書（以下「敷地共仕」という。）は、建築物等に関連する敷地調査業務に適用する。
- (b) 敷地共仕に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。
- (c) 敷地共仕の2章以降の各章は、1章と併せて適用する。
- (d) 敷地共仕の2章以降の各章において、一般事項が1節に規定されている場合は、2節以降の規定と併せて適用する。
- (e) すべての設計図書（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書）は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.7による。
 - (1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの）
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 図面
 - (5) 敷地共仕

1. 1. 2 用語の定義

敷地共仕において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「業務」とは、敷地測量及び建築物その他の調査並びに地盤調査に関する業務をいう。
- (2) 「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいう。
- (3) 「受注者等」とは、当該業務請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた主任技術者をいう。
- (4) 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (5) 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面によって了解することをいう。
- (7) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を書面によって示すことをいう。

- (8) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「監督職員の検査」とは、作業の各段階で受注者等が確認した作業状況等について、受注者等より提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- (10) 「監督職員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- (11) 「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、業務の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (12) 「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、業務にかかわる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13) 「特記」とは、1.1.1 (e) の(1)から(4)に指定された事項をいう。
- (14) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (15) 「業務関係図書」とは、実施工程表、業務計画書、写真その他作業並びに試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (16) 「J I S」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格をいう。
- (17) 「業務検査」とは、契約書に規定する業務の完了の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。

1. 1. 3 官公署その他への届出手続等

- (a) 業務の着手、作業、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (b) (a)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

1. 1. 4 業務実績情報の登録

業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容についてあらかじめ監督職員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。ただし、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日（以下「祝日」という。）は含まない。

- (1) 業務受注時 契約締結後10日以内
- (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
- (3) 業務完了時 業務完了後10日以内

なお、変更時と業務完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1. 1. 5 書類の書式等

- (a) 書面を提出する場合の書式は、別に定めがある場合を除き監督職員の指示による。
- (b) 敷地共仕において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

1. 1. 6 設計図書等の取扱い

- (a) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を整備する。
- (b) 設計図書及び業務関係図書を、業務のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1. 1. 7 疑義に対する協議等

- (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合、現場の状況により設計図書によることが困難又は不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1. 2. 3(a)による。

1. 1. 8 業務の一時中止に係る事項

次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、業務の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (1) 業務の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (2) 第三者又は業務関係者の安全を確保する場合

1. 1. 9 履行期間の変更に係る資料の提出

- (a) 契約書の規定に基づく履行期間の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、監督職員に提出する。
- (b) 契約書の規定に基づく履行期間の変更についての協議を発注者で行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1. 1. 10 文化財その他の埋蔵物

業務の実施に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。

2 節 業務関係図書

1. 2. 1 実施工程表

- (a) 業務の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、作業等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の作業に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (c) (b)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、作業等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (d) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表等を作成し、監督職員に提出する。

1. 2. 2 業務計画書

- (a) 業務の着手に先立ち、業務の総合的な計画及び各作業の具体的な計画を定めた業務計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (b) 業務計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、作業等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1. 2. 3 業務の記録

- (a) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- (c) 業務に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (d) 次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、業務の記録及び写真等を整備する。
 - (1) 後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の作業を行う場合
 - (2) 作業の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合
 - (3) 設計図書に定められた作業の確認を行った場合
- (e) (a)から(d)の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。

3 節 業務管理

1. 3. 1 業務管理

- (a) 設計図書に定められた業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の管理を行う。
- (b) 契約書の規定に基づき、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた者に対し、業務関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

1. 3. 2 主任技術者及び担当技術者

- (a) 主任技術者の資格又は能力は、特記による。
- (b) 主任技術者は、担当技術者の資格又は能力を満たす場合は、兼務することができる。
- (c) 受注者は、主任技術者及び担当技術者の資格又は能力を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
- (d) 主任技術者は、契約図書（契約書及び設計図書）等に基づき、業務に関する技術上の管理を行う。
- (e) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施する。

1. 3. 3 現場作業

現場作業は、設計図書及び業務計画書並びに監督職員の承諾を受けた実施工程表等に従って行う。

1. 3. 4 現場作業条件

- (a) 作業時間
 - (1) 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に作業を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (2) 設計図書に作業時間等が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (3) 設計図書に作業時間等が定められていない場合で、夜間に業務の作業を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出する。
- (b) (a)以外の作業条件は、特記による。

1. 3. 5 現場作業中の安全確保及び環境保全

- (a) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)その他関係法令等に従い、作業に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。
- (b) 作業中の安全確保に関しては、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- (c) 現場作業の安全衛生に関する管理は、主任技術者が責任者となり、労働安全衛生法その他関係法令等に従ってこれを行う。
- (d) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (e) 作業に当たっては、作業箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような作業方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

- (f) 作業の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。
- (g) 作業に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。
 - (1) 地域住民等と業務の作業上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
 - (2) 作業に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

1. 3. 6 災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

1. 3. 7 養生

既存施設等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行う。

1. 3. 8 後片付け

現場作業の完了に際しては、後片付け及び清掃を行う。

1. 3. 9 現場作業の検査

設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合は、監督職員の検査を受ける。

1. 3. 10 現場作業の立会い等

- (a) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。
- (b) 監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。

4節 業務検査

1. 4. 1 業務検査

- (a) 契約書に規定する業務を完了したときの通知は、次の(1)から(3)に示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - (1) 設計図書に示すすべての業務が完了していること。
 - (2) 監督職員の指示した事項がすべて完了していること。
 - (3) 設計図書に定められた業務関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。

- (b) 契約書に規定する部分払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務について、(a)の(2)及び(3)の要件を満たすものとする。
- (c) 契約書に規定する指定部分に係る業務完了の通知を監督職員に提出する場合は、指定部分に係る業務について、(a)の(1)から(3)の要件を満たすものとする。
- (d) (a)から(c)の通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。
- (e) 業務検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

5節 成果品その他

1. 5. 1 成果品その他

- (a) 成果品のうち報告書としてまとめられるものは整理し、白焼き製本して監督職員に提出する。仕上がり寸法はA4版とし、提出部数は特記による。
- (b) 測量、建築物調査等の図面は、筒に納め、調査名称、図面名称を記入して提出する。
- (c) 記号は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築工事設計図書作成基準」及び「公共測量作業規程の準則 付録7(公共測量標準図式)」による。
- (d) 記録写真及び現況写真の提出については、特記による。
- (e) 電子納品に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」による。

2章 敷地測量

1節 一般事項

2. 1. 1 適用範囲及び種別

- (a) この章は、建築物等の敷地並びに敷地周囲の道路等の測量（測量法第4条、第5条及び第6条に該当しない測量）に適用する。
- (b) 測量の種別は次により、適用及び範囲は特記による。
 - (1) 平面測量
 - (2) 水準測量

2. 1. 2 担当技術者

測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士の有資格者とする。ただし、主任技術者が測量士の場合は、敷地測量に係る十分な能力を有する者とする。

2. 1. 3 敷地境界点

- (a) 敷地の境界点の確認は、所有者、管理者等関係者の立会いにより行う。

- (b) 立会い者の立場、氏名、立会い年月日及び打合せ事項を記録し、1.2.3により監督職員に提出する。

2. 1. 4 測点

- (a) 測点の標示杭等は、45 mm角、長さ 450 mm程度の木杭又はびょうを打込み、主要な測点を塗料等で標示する。
- (b) 杭等による標示ができない場合は、監督職員と協議する。

2. 1. 5 縮尺

提出図の縮尺は、特記による。

2. 1. 6 成果品その他

- (a) 測量結果は、図面、計算書等に記入し、成果品として提出する。
- (b) 成果品の内容は、表 2.1.1 による。

表 2.1.1 成果品の内容

測量の種別	名 称
平面測量	平 面 図
	求 積 図
	測 量 計 算 書
水準測量	高 低 図
	縦 断 図 面
	横 断 図 面

- (c) 図面の用紙は、普通紙とする。
- (d) 図面の用紙サイズは、特記による。特記がなければ、A 1 版程度とする。
- (e) 図面は、C A Dデータを提出する。
- (f) 野帳の提出は、特記による。

2 節 平面測量

2. 2. 1 適用範囲

この節は、平面測量に適用する。

2. 2. 2 測量の方法

- (a) 平面測量の基準となる点は、4 級基準点以上の基準点又はこれと同等の精度を有すると認められる街区基準点等とする。これにより難しい場合は監督職員と協議する。
- (b) 平面測量は、近傍の基準点に基づき、放射法又は多角測量により行うものとする。

- (c) 平面測量は、敷地境界点及び主要な部分について行い、座標値により表示する。
- (d) 座標値は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する世界測地系に従う直角座標とする。
- (e) その他の場合の測量は、特記による。

2. 2. 3 測量の許容値

- (a) 放射法による場合の許容値

隣接する敷地境界点間の全辺について、観測で得られた座標値により計算した距離と現地で測定した距離の較差が表2.2.1の値を超えた場合には再測を行う。

表 2.2.1 較差の許容値

区分 距離	平地	山地	摘要
20m 未満	10mm	20mm	S は点間距離の計算値
20m 以上	S / 2, 000	S / 1, 000	

なお、現地の観測条件等によりRTK-GNSS法又はネットワーク型RTK-GNSS法により敷地境界点の観測を行う場合は、監督職員と協議する。この場合における座標値の観測については、表2.2.2を標準とし、座標値は2セットの観測から求めた平均値とする。

表 2.2.2 RTK-GNSS法又はネットワーク型RTK-GNSS法による観測の標準

使用衛星数	観測回数	データ 取得時間	セット間較差 の許容範囲		摘要
5 衛星以上	F I X 解を得て から 10 エポック (連続) 以上を 2 セット	1 秒	ΔN	20mm	X、Y 座標と比較も可
			ΔE	20mm	

- (b) 多角測量による場合の許容値

多角測量の許容値は表2.2.3により、閉合差が表の値を超えた場合は、再測を行う。

表 2.2.3 多角測量の許容値

	基準点 2 点を含む 結合多角・単路線	敷地境界点のみで 形成する単位多角形
水平位置の閉合差	$15\text{cm} + 10\text{cm}\sqrt{N \cdot \Sigma S}$	$5\text{cm}\sqrt{N \cdot \Sigma S}$

N : 辺数、 ΣS : 路線の合計長 (km)

2. 2. 4 真北の測量

- (a) 真北の測量は、特記による。

(b) 測定の方法は次により、適用は特記による。特記がなければ、(1)とする。

- (1) 既設の基準点及び敷地境界等の座標値により計算で求める方法
- (2) 日影観測による方法
- (3) 太陽観測による方法

2. 2. 5 平面図

- (a) 平面図には、地形、建築物、工作物、立木等地上物件の位置を明示するほか、名称、所在地名、地番、縮尺、磁北線、真北線（測定を行った場合）、磁針偏差、敷地周辺距離、内角、敷地に接する道路、川等を記入する。
- (b) 真北線は、平面図上に30 cm以上の直線で示すものとし、基準となる敷地境界線等に対する角度を記入する。なお、基準となる敷地境界線等は監督職員の指示による。

2. 2. 6 求積図

- (a) 求積図は、座標法により面積を算出し、三斜法により対比する。
- (b) 求積図には、敷地の所在地名、地番、面積計算表、採用した基準点及び境界点の座標値を記入する。

2. 2. 7 測量計算書その他

測量計算書等の成果品には、測量の精度その他の資料となる事項を記入する。

3 節 水準測量

2. 3. 1 適用範囲

この節は、水準測量に適用する。

2. 3. 2 方眼線

- (a) 方眼線の方法は、特記による。特記がなければ、監督職員の指示による。
- (b) 方眼線の間隔は、特記による。特記がなければ、表 2. 3. 1 による。

表 2. 3. 1 方眼線の間隔

敷地面積 (m ²)	10,000 未満	10,000 以上
方眼線間隔 (m)	10	20

2. 3. 3 測点

測点は、方眼点のほか、各方眼線上において縦断面図及び横断面図の描けるような諸点（道路、擁壁等の法肩及び法尻、敷地及び建築物等の周囲並びに周辺道路の中心線等）とする。

2. 3. 4 ベンチマーク

- (a) 敷地内に任意の水準点（以下「ベンチマーク」という。）を設け、これにより高さを測定する。ベンチマークの高さの基準は、特記がなければ、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さとし、東京湾平均海面（T.P.）により表記する。
- (b) ベンチマークの設置方法は、特記による。特記がなければ、監督職員の立会いを受けて、敷地内にコンクリート杭等により移動しないように設置し、その周囲を養生する。ただし、敷地内に移動のおそれのない固定物のある場合は、これを代用することができる。

2. 3. 5 測量の許容値

水準測量の許容値は、表2.3.2とし、これを超えた場合は、再測を行う。

表 2.3.2 水準測量の許容値

ベンチマーク	水準点及び固定点によって区分された区間の往復観測値の較差	$20\text{mm}\sqrt{S}$
ベンチマーク以外の測点	ベンチマークを基準とした観測値の誤差	

S：観測距離（片道、km）

2. 3. 6 等高線

- (a) 等高線の記入は、特記による。
- (b) 等高線の間隔は、特記による。特記がなければ、表2.3.3による。

表 2.3.3 等高線の間隔

平たん地	250 mmごと
傾斜地	500 mm又は1,000 mmごと

2. 3. 7 高低図

高低図には、ベンチマークの位置、高さ、測点の高さ及び方眼線の方位角を記入する。ただし、平面測量を同時に行う場合は、2.2.5による平面図を利用する。

2. 3. 8 縦断面図及び横断面図

- (a) 縦断面図及び横断面図の断面箇所は、2.3.2(b)の方眼線の間隔による。
- (b) 縦断面図及び横断面図の縮尺は、特記による。特記がなければ、表2.3.4による。

表 2.3.4 縦横断面図の縮尺

種 別	縮 尺	備 考
縦断面図	高低差方向 1/50	2.3.3 の測点を描く
横断面図	水平方向 1/200	

3章 建築物その他調査

1節 一般事項

3. 1. 1 適用範囲及び種別

- (a) この章は、敷地内の建築物、工作物、立木並びに敷地内及び敷地周囲の排水設備、電気設備、機械設備等の調査に適用する。
- (b) 調査の種別は次により、適用及び範囲は特記による。
 - (1) 建築物調査
 - (2) 排水調査
 - (3) 工作物及び立木調査
 - (4) 電気設備調査
 - (5) 機械設備調査
 - (6) 敷地の履歴調査
- (c) 調査は、現況調査及び資料調査により行う。

3. 1. 2 現況調査及び資料調査

- (a) 現況調査
 - (1) 現況調査は、調査場所において、目視等により確認できる範囲で行う。
 - (2) 調査のため、部分取り壊し、地盤掘削等の作業を行う場合には、特記による。
- (b) 資料調査

資料調査は、調査区域の管理者及び関係機関において、調査上必要な図面及びその他の資料により行う。調査において、地中埋設物（3.1.1(b)により調査対象としたものを除く）の存在、土壤汚染等のおそれがある場合は、直ちに監督職員に報告する。
- (c) (a)及び(b)の調査結果を照合し、相違の確認を行う。
- (d) 調査結果の照合が困難な場合には、監督職員と協議する。

3. 1. 3 担当技術者

担当技術者は、特記による。特記がなければ、監督職員の承諾した者が行う。

3. 1. 4 成果品その他

- (a) 調査結果は、図面に記入し、成果品として提出する。
- (b) 成果品の内容は、表 3.1.1 による。

表 3.1.1 成果品の内容

調査の種別	名 称
建築物調査	建築物調査図
排水調査	排水調査図
工作物及び立木調査	工作物及び立木調査図
電気設備調査	電気設備調査図
機械設備調査	機械設備調査図

- (c) 図面の用紙は、普通紙とする。
- (d) 図面の用紙サイズは、特記による。特記がなければ、A1版程度とする。
- (e) 図面は、CADデータを提出する。

2 節 建築物調査

3. 2. 1 適用範囲

この節は、建築物の調査に適用する。

3. 2. 2 建築物調査

- (a) 建築物調査は、建築物の形状、大きさ、構造種別、仕上げの概要等について行う。
- (b) 建築物調査図の内容は、表 3.2.1 による。

表 3.2.1 建築物調査図の内容

図面名称	記 載 事 項	縮 尺
平 面 図	各階平面、屋根伏（寸法記入）	1/100、1/200
立 面 図	4 面	
断 面 図	原則として2方向（寸法記入）	
矩 計 図	箇所は特記による（寸法記入）	1/20～1/50
仕上げ表	仕上げ、下地	—

3 節 排水調査

3. 3. 1 適用範囲

この節は、排水の調査に適用する。

3. 3. 2 排水調査

- (a) 排水調査は、敷地内及び敷地隣接の道路（公道）にある排水ますの種類、大きさ、天端高及びます底高、排水本管の種類、管径、管底高、流水方向、こう配、敷地内排水との取合い関係等について行う。

- (b) 下水道放流区域外の場合は、し尿浄化槽設備の設置に関する地方公共団体の条例、指導を調査する。
- (c) 排水調査図の内容は、表 3.3.1 による。

表 3.3.1 排水調査図の内容

図面名称	記載事項	縮 尺
調査平面図	排水ます、管の配置（寸法記入）	1/200～1/600
詳細図	平面、断面その他（寸法記入）	1/20～1/50

4 節 工作物及び立木調査

3. 4. 1 適用範囲

この節は、工作物及び立木の調査に適用する。

3. 4. 2 工作物調査

- (a) 工作物調査は、敷地内の門、囲障、残存基礎、鉄塔、防空壕、擁壁、石積、舗装、井戸等の位置、形状、大きさ等について行う。
- (b) 工作物調査図の内容は表 3.4.1 による。

表 3.4.1 工作物調査図の内容

図面名称	記載事項	縮 尺
調査平面図	工作物の配置（寸法記入）	1/200～1/600
詳細図	平面、断面、その他（寸法記入）	1/20～1/50

3. 4. 3 立木調査

- (a) 立木調査は、敷地内の樹木について樹種、高さ、幹まわり（高さ 1.2 m の位置）、葉張り、数量、移植の可否等について行う。
- (b) 調査対象立木は、特記による。特記がなければ、すべての立木の調査とする。
- (c) 立木調査図の内容は、表 3.4.2 による。

表 3.4.2 立木調査図の内容

図面名称	記載事項	縮 尺
調査平面図	樹木位置、樹木リスト、調査事項	1/200～1/600

5 節 電気設備調査

3. 5. 1 適用範囲

この節は、電気設備の調査に適用する。

3. 5. 2 電気設備調査

- (a) 敷地内及び周囲にある電気設備の調査は、位置、形状、寸法、容量等について行い、調査事項は次による。
- (１) 配電線路（電柱の位置、高さ及び番号、相数並びに電圧種別、外灯の位置、高さ及び種類、電力引込み点、引込み方法）
 - (２) 通信線路（電柱の位置、高さ及び番号並びに対数、電話引込み点、引込み方法）
 - (３) 地中線の敷設工法、深さ、管径、管材質、経路及び管路の状態
 - (４) マンホール及びハンドホールの位置、形状、寸法
 - (５) 屋外形受変電設備（種類、位置、配置、寸法、容量、概算重量）
- (b) 敷地内の接地抵抗及び大地比抵抗率の測定は次により、適用は特記による。
- (１) 測定方法は、表 3. 5. 1 により、測定種別は特記による。
 - (２) 測定箇所は、地表面で建築面積 5 0 m × 5 0 m につき 1 箇所以上とする。

表 3. 5. 1 測定方法

測定種別	測定方法
接地抵抗	直径 14 mm、長さ 1,500 mm の接地棒を打ち込み、JIS C1304（接地抵抗計）に規定するものを用いて行う。
大地比抵抗率	大地比抵抗率測定器（ウェンナーの４電極法によるもの）を用いて行う。

- (c) テレビ電波の状況等の調査は次により、適用は特記による。
- (１) 放送局及び中継局のチャンネル並びに電波到来方向
 - (２) 敷地周辺の住宅整備状況
 - (３) テレビ電波障害に関する条例及び地方公共団体等の指導事項
- (d) 電気設備調査図の内容は、表 3. 5. 2 による。

表 3. 5. 2 電気設備調査図の内容

図面名称	記載事項	縮 尺
調査平面図	配電線路、通信線路、地中線等（位置、経路、高さ、深さ、材質等を記入）、接地抵抗又は大地比抵抗率の測定箇所、テレビ電波到来方向	1/200～1/600
詳細図	電気設備の詳細（寸法記入）	1/20～1/50

6 節 機械設備調査

3. 6. 1 適用範囲

この節は、機械設備の調査に適用する。

3. 6. 2 機械設備調査

- (a) 機械設備調査は、敷地内及び敷地隣接の道路（公道）にある配水管、ガス管の種類、管路、管径、管材質、深さ、栓弁類の有無について行う。
- (b) 敷地隣接の道路（公道）に配水管が敷設されていない場合は、付近の井戸の有無、深さ、水質、水量、地層、水脈、地方公共団体等の条例、指導等を調査する。
- (c) 機械設備調査図の内容は、表 3. 6. 1 による。

表 3. 6. 1 機械設備調査図の内容

図面名称	記載事項	縮 尺
調査平面図	管路、栓類の位置（管の種類、材質、径、深さ等を記入）	1/200～1/600
詳細図	栓弁類の詳細（寸法記入）	1/20～1/50

7 節 敷地の履歴調査

3. 7. 1 適用範囲

この節は、敷地の履歴調査に適用する。

3. 7. 2 敷地の履歴調査

- (a) 調査は、過去の土地の利用状況並びに施設の名称、用途及び所有者等について行う。
- (b) 調査は、3. 1. 2 によるほか、公的機関が一般に公開又は提供している資料等により行う。

4 章 地盤調査

1 節 一般事項

4. 1. 1 適用範囲及び種別

- (a) この章は、地盤調査並びに室内土質試験等の調査に適用する。
- (b) 地盤調査、土質試験及びその他試験の種別は次により、適用は特記による。
 - (1) 地盤調査
 - (i) ボーリング
 - (ii) サンプルリング
 - (iii) サウンディング

- (iv) 地下水調査
- (v) 物理探査・検層
- (vi) 載荷試験
- (2) 土質試験
 - (i) 物理試験
 - (ii) 変形・強度試験
 - (iii) 圧密試験
 - (iv) 安定化試験
- (3) その他試験
 - (i) 地盤改良関連の試験
 - (ii) 建設発生土関連の試験

4. 1. 2 担当技術者

地盤調査に係る十分な能力を有する者とする。

4. 1. 3 基準点

調査位置の地盤高を測量するための基準点は、特記による。特記がなければ、2.3.4によるベンチマークとする。

4. 1. 4 成果品その他

- (a) 調査結果は、報告書等に取りまとめ、成果品として提出する。
- (b) 成果品の内容は、4.15.2及び4.15.3による。
- (c) ボーリング柱状図及び土質試験結果一覧表は、「地質・土質調査成果電子納品要領」（平成28年10月 国土交通省）により作成し、電子データを提出する。
- (d) 前項に加え、ボーリング柱状図及び推定地層断面図は、CADデータを提出する。

4. 1. 5 地盤情報データベースの登録

- (a) 地盤調査で得られたボーリング柱状図及び土質試験結果一覧表の、発注者が指定する地盤情報データベースへの登録は、特記する。特記がなければ、登録する。
- (b) 発注者が指定する地盤情報データベースに登録する場合は、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、登録の手続きを行うとともに、検定済みデータ及び検定証明書を電子データで提出する。

2節 ボーリング

4. 2. 1 適用範囲

この節は、ボーリングに適用する。

4. 2. 2 ボーリングの方法

- (a) ボーリングの種類は表 4.2.1 により、適用は特記による。特記がなければ、ロータリー式ボーリングとする。

表 4.2.1 ボーリングの種類

分類名称	掘進機器
ロータリー式ボーリング	ハンドフィード式又はไฮドロリックフィード式のスピンドル型ボーリングマシン
試掘	人力による掘削又はバックホウ

- (b) ロータリー式ボーリングは、次による。

- (1) ロータリー式ボーリングの種類は特記がなければ、ノンコアボーリングとする。
- (2) 孔内に地下水が認められるまでは、原則として水、ベントナイト安定液等を使用しない。また、掘削中孔内に地下水が認められたときは、その深さを記録する。
- (3) 孔壁が崩落するおそれがある場合は、ケーシングチューブ、ベントナイト安定液等により、適切な孔壁保護を行う。ただし、乱れの少ない試料の採取、標準貫入試験、又は孔内載荷試験を行う場合は、ケーシングチューブの下端を採取位置若しくは試験位置より 1 m 以上、上で止める。
- (4) 毎日の作業開始前に、孔内水位及びそのときの掘削深さを記録する。
- (5) 掘削孔の埋戻しは、特記による。特記がなければ、調査終了後セメントミルク等で埋め戻す。

- (c) 試掘は、次による。

- (1) 湧水、孔壁の崩壊等の支障のある場合は、適切な養生を行い、地層の変化を観察できるように所定の深さまで掘り、監督職員の検査を受ける。
- (2) 試掘孔が深く、有毒ガスの発生及び酸素欠乏のおそれがある場合は、事前に十分な調査を行い、安全を確認しながら作業を行う。

4. 2. 3 掘削位置、深さ及び孔径

- (a) 掘削位置及び深さは、特記による。
- (b) ロータリー式ボーリングの孔径は、66 mm 以上とし、ボーリング孔を利用した調査及び試験を行う場合は、特記による。
- (c) 試掘の寸法及び形状は、特記による。
- (d) 所定の深さで予想する地層及び土質が出ない場合、又は掘削が著しく困難な場合は、監督職員と協議する。

3節 サンプルング

4. 3. 1 適用範囲

この節は、サンプルングに適用する。

4. 3. 2 採取試料の品質

採取試料の品質は次により、適用は特記による。

- (1) 乱れの少ない試料
- (2) 乱れた試料

4. 3. 3 サンプルング位置及び深さ

サンプルング位置及び深さは、特記による。

4. 3. 4 掘削方法及び孔径

掘削方法は、4.2.2により、掘削孔径は次による。

- (1) 固定ピストン式シンウォールサンプラーを使用する場合は、サンプルング位置まで 86 mm（エクステンションロッド式サンプラーの場合）又は 116 mm以上（水圧式サンプラーの場合）とする。
- (2) ロータリー式二重管サンプラー及びロータリー式三重管サンプラーを使用する場合は、サンプルング位置まで 116 mm以上とする。

4. 3. 5 サンプルングの方法

(a) 乱れの少ない試料の採取

- (1) 試料の採取は、原則として監督職員の立会いを受けて行う。
- (2) 粘土、シルト及びこれらに準ずる地層の乱れの少ない試料の採取は、ブロックサンプルングの場合を除き、次による。
 - (i) 試料の採取に使用するサンプラーは次により、適用は特記による。特記がなければ、固定ピストン式シンウォールサンプラーとする。
 - ① 固定ピストン式シンウォールサンプラー
 - ② ロータリー式二重管サンプラー
 - ③ ロータリー式三重管サンプラー
 - (ii) 固定ピストン式シンウォールサンプラーの種類は、エクステンションロッド式サンプラー又は水圧式サンプラーとし、適用は特記による。特記がなければ、エクステンションロッド式サンプラーとする。採取方法は、(公社)地盤工学会基準「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法(JGS 1221)」による。
 - (iii) ロータリー式二重管サンプラーによる採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法(JGS 1222)」による。

- (iv) ロータリー式三重管サンプラーによる採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法(JGS 1223)」による。
- (3) 砂及び砂質土の乱れの少ない試料の採取は、次による。
 - (i) 試料の採取に使用するサンプラーは、特記による。特記がなければ、採取対象の土質に応じて、固定ピストン式シンウォールサンプラー又はロータリー式三重管サンプラー等の適切なサンプラーを用いる。
 - (ii) 固定ピストン式シンウォールサンプラー又はロータリー式三重管サンプラーを用いた場合の採取方法は、(2)による。
- (4) ブロックサンプリングの試料の採取は、次による。
 - (i) ブロックサンプリングの種類は次により、適用は特記による。
 - ① 切出し式ブロックサンプリング
 - ② 押切り式ブロックサンプリング
 - (ii) 採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ブロックサンプリングによる土試料の採取方法(JGS 1231)」による。
- (b) 乱れた試料の採取
 - (1) 試料の採取は、オープンドライブサンプラーにより行う。ただし、標準貫入試験を行う場合は、原則としてそれにより得られる試料とする。
 - (2) 試料の運搬は、含水量の変わらないように密封し、速やかに行う。

4 節 サウンディング

4. 4. 1 適用範囲

この節は、サウンディングに適用する。

4. 4. 2 サウンディングの種別

サウンディングの種別は次により、適用は特記による。特記がなければ、標準貫入試験とする。

- (1) 標準貫入試験
- (2) スクリューウェイト貫入試験
- (3) 機械式コーン貫入試験

4. 4. 3 試験位置及び深さ

試験位置及び深さは、特記による。

4. 4. 4 試験

- (a) 標準貫入試験は、JIS A1219(標準貫入試験方法)によるほか、次による。
 - (1) 測定間隔は、特記による。特記がなければ、地盤面より1mの深さから1m間隔とする。ただし、乱れの少ない試料の採取又は孔内載荷試験を行う場合は、そ

の位置及びその上方1 mは除く。

(2) 本打ちにおいて1回の貫入量が2 cm以上となる場合は、約5 cmの後打ちを省略してはならない。

(3) 本打ちの打撃回数は、60回を限度とする。

(4) 15 cmの予備打ちが困難な場合は、監督職員の承諾を受けて、打撃回数60回程度をもって本打ちとすることができる。

(5) 採取した試料は、色、におい、粒度、硬さ、締まり具合、湿潤状態、混入物等の土質概要、採取深さ、試料の長さ等を記録し、試料の色彩が分かるような写真を撮影する。また、地層及び土質を確認できる代表的な土を標本として整理する。標本の整理は、4.15.3による。

(b) スクリューウエイト貫入試験は、JIS A1221(スクリューウエイト貫入試験方法)による。

(c) 機械式コーン貫入試験は、JIS A1220(機械式コーン貫入試験方法)による。

5 節 地下水調査

4. 5. 1 適用範囲

この節は、地下水調査に適用する。

4. 5. 2 地下水調査の種別

地下水調査の適用及び種別は、特記による。特記がなければ、現場透水試験とする。

4. 5. 3 試験位置及び深さ

試験を行う位置及び深さは、特記による。

4. 5. 4 掘削方法及び孔径

掘削方法は4.2.2により、掘削孔径は特記による。特記がなければ、86 mm以上とする。

4. 5. 5 試験

現場透水試験は、(公社)地盤工学会基準「単孔を利用した透水試験方法(JGS 1314)」によるほか、次による。

(1) 試験の種類は次により、適用は特記による。特記がなければ、非定常法による試験とする。

(i) 非定常法による試験

(ii) 定常法による試験

(2) 非定常法による試験の方法は、単一のボーリング孔による回復法又は注水法とし、適用は特記による。特記がなければ、回復法とする。

6 節 物理探査・検層

4. 6. 1 適用範囲

この節は、物理探査・検層に適用する。

4. 6. 2 物理探査・検層の種別

物理探査・検層の種別は次により、適用は特記による。

- (1) 弾性波速度検層（PS 検層）
- (2) 常時微動測定

4. 6. 3 検層及び測定位置及び深さ

検層及び測定を行う位置及び深さは、特記による。

4. 6. 4 弾性波速度検層

弾性波速度検層は、(公社)地盤工学会基準「地盤の弾性波速度検層方法(JGS 1122)」によるほか、次による。

- (1) 掘削方法は4.2.2、掘削孔径は表4.6.1による。
- (2) 検層方法の種類は表4.6.1により、適用は特記による。特記がなければ、ダウンホール方式とする。

表 4.6.1 検層方法の種類及び掘削孔径

種類	起振位置	受振位置	掘削孔径	備考
ダウンホール方式	地表	孔内	86 mm以上	地表部に起振装置の設置場所が必要。 測定深さによっては、起振装置が大型化。
孔内起振受振方式	孔内	孔内	66 mm以上	孔内水がない場合には適用できない。 測定深さに対して十分な余堀りが必要。

4. 6. 5 常時微動測定

(a) 常時微動測定の測定装置は、次による。

- (1) 測定装置は、感振器、増幅器及び記録器からなり、使用する機器の性能並びに装置全体の特性が測定に適したものとする。
- (2) 測定装置の周波数の特性は、1～20Hzの範囲内で平坦な特性を有するものとする。ただし、高層建築物、免震構造等の場合の周波数特性は、特記による。
- (3) 感振器は、上下動成分、直交する水平動2成分の測定ができるものとする。

(b) 常時微動測定の測定方法は、次による。

- (1) 地表及び地中での測定では、上下、水平2成分の測定を標準とする。
- (2) 掘削方法は4.2.2により、掘削孔径は特記による。特記がなければ、86 mm以上とし、孔内にスライムが残らないよう、十分に洗浄する。

- (3) 地中の水平動の測定を行う場合は、地表の水平動の1成分と同一方向について、同時測定を行う。
なお、地中で2箇所以上同時に測定を行う場合は、特記による。
- (4) 測定装置からの出力波形は、波形モニターを用いてチェックを行い、良好な記録を得るようにする。
- (5) 測定は、付近の交通機関等の振動及び近隣建築物の影響を避けて行う。
- (6) 常時微動測定の記録長は、連続した1分以上の、直接的ノイズの影響のない安定したものとする。
- (7) 各スペクトル解析時間は、30秒以上とし、サンプリングの間隔は0.02秒以下、かつ、想定される卓越周期の $1/5$ 以下とする。
- (c) 常時微動測定の解析方法は、次による。
 - (1) 解析に使用した測定記録の一部を図化する。
 - (2) スペクトル解析でフーリエスペクトル又はパワースペクトルを求め、得られたスペクトルから、測点間のスペクトル比、H/Vスペクトル及び地盤卓越周期を求める。スペクトル解析手法は、特記による。

7 節 載荷試験

4. 7. 1 適用範囲

この節は、載荷試験に適用する。

4. 7. 2 載荷試験の種別

載荷試験の適用及び種別は、特記による。

4. 7. 3 平板載荷試験

- (a) 試験位置及び深さは、次による。
 - (1) 試験を行う位置及び深さは、特記による。ただし、試験に先立ち、監督職員の承諾を受けるものとする。
 - (2) 所定の深さで予想する試験地盤面に達しない場合又は湧水が甚だしい場合は、監督職員と協議する。
 - (3) 水中に載荷板を設置して試験を行う場合は、特記による。
- (b) 平板載荷試験は、(公社)地盤工学会基準「平板載荷試験方法(JGS 1521)」によるほか、次による。
 - (1) 試験最大荷重（載荷荷重の最大値）は、特記による。
 - (2) 反力装置は、実荷重又はアンカーを用いることとし、適用は特記による。特記がなければ、実荷重とする。
 - (3) 試験は、原則として、監督職員の立会いを受けて行う。
 - (4) 載荷方法は、荷重制御による段階式載荷又は段階式繰返し載荷とし、適用は特

記による。特記がなければ、段階式荷重とする。

(5) 荷重は、次の状態に達したとき、監督職員の承諾を受けて終了する。

- (i) 荷重強さ－沈下量曲線が破壊状態を示したとき
- (ii) 計画最大荷重に達したとき

4. 7. 4 孔内荷重試験

孔内荷重試験は、(公社)地盤工学会基準「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験方法(JGS 1531)」、「ボアホールジャッキ試験方法(JGS 3532)」によるほか、次による。

- (1) 孔内荷重試験の種類は表 4. 7. 1 により、適用は特記による。特記がなければ、プレッシャーメータ試験（等分布荷重方式 1 室型）又はプレッシャーメータ試験（等分布荷重方式 3 室型）とする。
- (2) 掘削方法は 4. 2. 2 により、掘削孔径は特記による。

表 4. 7. 1 孔内荷重試験の種類等

種類	荷重方式
プレッシャーメータ試験	等分布荷重方式 1 室型
	等分布荷重方式 3 室型
ボアホールジャッキ試験	等分布変位方式

- (3) 加圧時の荷重増分は、予想最大加圧の 1/10 以下とし、20kN/m²程度とする。

8 節 物理試験

4. 8. 1 適用範囲

この節は、物理試験に適用する。

4. 8. 2 試験の種別

物理試験の種別は表 4. 8. 1 により、適用は特記による。

表 4. 8. 1 物理試験の種別

区分	試験名称	試験方法等
物理試験	土粒子密度	JIS A1202（土粒子の密度試験方法）
	含水比	JIS A1203（土の含水比試験方法）
	粒度	JIS A1204（土の粒度試験方法）
	液性限界・塑性限界	JIS A1205（土の液性限界・塑性限界試験方法）
	細粒分含有率	JIS A1223（土の細粒分含有率試験方法）
	湿潤密度	JIS A1225（土の湿潤密度試験方法）

9 節 変形・強度試験

4. 9. 1 適用範囲

この節は、変形・強度試験に適用する。

4. 9. 2 試験の種別

(a) 変形・強度試験の種別は表 4. 9. 1 により、適用は特記による。

表 4. 9. 1 変形・強度試験の種別

区分	試験名称	試験方法等	備考
変形・強度試験	一軸圧縮	JIS A1216 (土の一軸圧縮試験方法)	1 採取箇所につき 3 個以上の供試体について行う。
	一面せん断	4. 9. 2 (b) による	1 採取箇所につき 3 個以上の供試体について行う。
	三軸圧縮	4. 9. 2 (c) による	
	繰返し三軸	4. 9. 2 (d) による	
	ねじりせん断	4. 9. 2 (e) による	

(b) 一面せん断試験

(1) 一面せん断試験の種類は次により、適用は特記による。特記がなければ、圧密定体積一面せん断試験とする。

(i) 圧密定体積一面せん断試験

(ii) 圧密定圧一面せん断試験

(2) 圧密定体積一面せん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密定体積一面せん断試験方法(JGS 0560)」による。

(3) 圧密定圧一面せん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密定圧一面せん断試験方法(JGS 0561)」による。

(c) 三軸圧縮試験

(1) 三軸圧縮試験の種類は、次により、適用は特記による。特記がなければ、非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験とする。

(i) 非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験

(ii) 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験

(iii) 圧密排水(CD)三軸圧縮試験

(iv) 圧密非排水($\bar{C}U$)三軸圧縮試験(間隙水压を測定する)

(2) 非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験方法(JGS 0521)」による。

(3) 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密非排水(CU)三軸圧縮試験方法(JGS 0522)」による。

(4) 圧密排水(CD)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密排水(CD)三軸圧縮試験方法(JGS 0524)」による。

(5) 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密非排水(CU)三軸圧縮試験方法(JGS 0523)」による。

(d) 繰返し三軸試験

(1) 繰返し三軸試験の種類は次により、適用は特記による。

(i) 液状化強度特性試験

(ii) 動的変形特性試験

(2) 液状化強度特性試験は、(公社)地盤工学会基準「土の繰返し非排水三軸試験方法(JGS 0541)」による。

(3) 動的変形特性試験は、(公社)地盤工学会基準「土の変形特性を求めるための繰返し三軸試験方法(JGS 0542)」による。

(e) ねじりせん断試験

ねじりせん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の変形特性を求めるための中空円筒供試体による繰返しねじりせん断試験方法(JGS 0543)」による。

10 節 圧密試験

4. 10. 1 適用範囲

この節は、圧密試験に適用する。

4. 10. 2 試験の種別

圧密試験の種別は表 4. 10. 1 により、適用は特記による。特記がなければ、段階载荷圧密試験とする。

表 4. 10. 1 圧密試験の種別

区分	試験名称	試験方法等
圧密試験	段階载荷圧密	JIS A1217(土の段階载荷による圧密試験方法)
	定ひずみ速度 载荷圧密	JIS A1227(土の定ひずみ速度载荷による圧密試験方法)

11 節 安定化試験

4. 11. 1 適用範囲

この節は、安定化試験に適用する。

4. 11. 2 試験の種別

(a) 安定化試験の種別は表 4. 11. 1 により、適用は特記による。

表 4. 11. 1 安定化試験の種別

区分	試験名称	試験方法等	備考
安定化試験	C B R	4. 11. 2 (b) による	1 採取箇所につき 3 個以上の供試体について行う。

(b) 試験の方法は、JIS A1211 (C B R 試験方法) によるほか、次による。

(1) 試料の採取を行う位置及び深さは、特記による。ただし、試料の採取深さは、特記がなければ次による。

(i) 切土の場合は、路床面より 50 cm 以上深い位置とする。

(ii) 盛土の場合は、土取場の露出面より 50 cm 以上深い位置とする。

(2) 試験の種類は次により、適用は特記による。

(i) 締め固めた土の C B R 試験

(ii) 乱さない土の C B R 試験

(3) 設計 C B R 又は修正 C B R を求める場合の試験の適用は、特記による。

12 節 地盤改良関連の試験

4. 12. 1 地盤改良関連の試験

(a) 浅層混合処理工法、深層混合処理工法等による地盤改良に伴う土質試験等は、特記による。

(b) 試験種別、試験方法及び報告事項は、特記による。

13 節 建設発生土関連の試験

4. 13. 1 建設発生土関連の試験

(a) 建設発生土の有効利用に伴う土質試験等は、特記による。

(b) 試験種別、試験方法及び報告事項は、特記による。

14 節 総合考察

4. 14. 1 適用範囲

この節は、総合考察に適用する。

4. 14. 2 総合考察

総合考察は、次の事項について行う。ただし、地震応答解析、変形解析等の解析業

務その他高度な検討業務を行う場合は、特記による。

- （１） 調査地周辺の地形・地質の検討
- （２） 各調査結果に基づく土質定数の設定
- （３） 各調査結果に基づく地盤の工学的性質の検討
- （４） 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものではなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討を行う）
- （５） 設計・施工上の留意点に関する一般的検討

15 節 報告書その他

4. 15. 1 適用範囲

この節は、報告書等の成果品に適用する。

4. 15. 2 報告書

報告書には、次の事項を記載する。

- （１） 調査項目及び調査方法
- （２） 付近の地形及び地盤概要
- （３） 敷地の状況、調査位置、基準点と調査位置の地盤高さの高低関係（図示）
- （４） ボーリング柱状図
 - （i） 各地層の標高、深さ及び層厚
 - （ii） 土質記号、土質名、相対密度及びコンシステンシー、色、におい、細粒土の割合、その他の観察記録
 - （iii） サウンディングの結果（標準貫入試験のN値）
 - （iv） 土質試験用資料の採取深さ（サンプリングを行った場合のみ）
 - （v） 孔内水位及びその変動
 - （vi） 試掘孔内の写真
- （５） 推定地層断面図（ボーリング又はサウンディングが1箇所、地層の推定が困難な場合は除く）
- （６） 土質試験結果一覧表
- （７） サウンディングの結果
 - （i） 調査位置の地盤高さ、調査日の天候及び地下水位
 - （ii） 標準貫入試験の場合は、（i）のほか、次による。
 - ① 本打ち開始深さ及び本打ち終了深さ
 - ② 打撃回数と累計貫入量との関係を示す図から読みとった本打ち 30 cmに対する打撃回数に近い整数値（N値）

なお、本打ち 30cm 未満で打撃回数が 50 回を超えた場合は、N値は JIS A1219 同様「50 以上」とし、分子に打撃回数（60 回を限度とする）、分母に累計貫入量の分数の形で記録する。

③ 採取試料の観察結果

(iii) スクリューウェイト貫入試験の場合は、(i)のほか、次による。

① 試験結果

ア 貫入長に対する静的貫入最小荷重(W_{sw})

イ 貫入長に対する測定半回転数(N_a)

ウ 貫入長に対する換算半回転数(N_{sw})

エ 貫入状況及び貫入音

オ 測定終了事由及び終了貫入長

② 試験結果を図示化したもの

ア 横軸に静的貫入最小荷重(W_{sw})、縦軸に貫入長をとった図

イ 横軸に換算半回転数(N_{sw})、縦軸に貫入長をとった図

③ 推定柱状図

(iv) 機械式コーン貫入試験の場合は、(i)のほか、次による。

① 深さ及びコーン貫入抵抗測定値(Q_{rd})

② 貫入中に土の硬軟、土質変化があったと思われるとき又は内管若しくは内外管が自重で沈下するときの状況

③ 深さと土の静的貫入抵抗(q_c)との関係を示す図

(8) 地下水調査の結果

(i) 現場透水試験の結果

① 試験方法の種別

② 測定記録

③ 試験結果一覧表

(9) 物理探査・検層

(i) 弾性波速度検層(P S 検層)の結果

① 測定装置の概要、測定方法及び測定系統図

② 測定記録

③ 検層結果一覧表

(ii) 常時微動測定の結果

① 試験位置及び深さ

② 測定装置の概要、測定方法及び測定系統図

③ 地盤卓越周期

④ 測定記録の一部

⑤ パワースペクトル又はフーリエスペクトル

⑥ 試験の状況を示す写真及び気象記録

(10) 載荷試験の結果

(i) 平板載荷試験の結果

① 試験孔の位置及び大きさ

② 試験装置の概要

- ③ 載荷方法の種別
 - ④ 測定記録
 - ⑤ 試験結果の一覧
 - (ii) 孔内載荷試験の結果
 - ① 測定装置の概要及び測定系統図
 - ② 測定記録
 - ③ 試験結果一覧表
 - (11) 物理試験の結果
 - (i) 測定記録
 - (ii) 試験結果一覧表
 - (12) 変形・強度試験の結果
 - (i) 測定記録
 - (ii) 試験結果一覧表
 - (13) 圧密試験の結果
 - (i) 測定記録
 - (ii) 試験結果一覧表
 - (14) 安定化試験の結果
 - (i) CBR試験の結果
 - ① 締め固めた土のCBR試験
 - ア 試料の準備方法
 - イ 供試体の含水比及び乾燥密度
 - ウ 膨張比
 - エ 貫入試験後の含水比
 - オ CBR及びそれに対応する貫入量
 - ② 乱さない土のCBR試験
 - ア 供試体の含水比及び乾燥密度
 - イ 膨張比
 - ウ 貫入試験後の含水比
 - エ CBR及びそれに対応する貫入量
 - (15) 総合考察
- 4.14.2 による検討結果

4.15.3 土質標本等

土質標本は、容器に密封し、調査孔ごとにふた付箱に入れて１組提出する。容器は、原則として直径４.５cm程度、高さ９cm程度のプラスチック製とする。